

## 問題提起：新ガイドライン10年と日米軍事同盟・自衛隊

中尾 元重

### 1. 改めて「新ガイドライン」（1997年9月）を問う

#### (1) 「周辺事態」の概念を導入し、安保条約を事実上再改定（再定義）した

「周辺事態 areas surrounding Japan」とは「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」で「地理的なものでなく、事態の性質に着目したものである。」

- ① 安保第5条で、日本領域内に対する武力攻撃の発生に限定していた日米共同作戦の発動条件が完全に取  
り払われた。
- ② 安保第6条で規定していた米軍の駐留目的を、「極東の平和と安全」から「周辺事態」への対応に転換。

#### (2) 「包括的メカニズム」と「調整メカニズム」を平素から構築する

- ① 包括的メカニズムでは (i) 日本に対する武力攻撃が加えられた場合の共同作戦計画と「周辺事態」の  
場合の相互協力計画、(ii) 準備のための共通の基準、(iii) 共通の実施要領等について検討し、策定する  
共同作業が行われる。政府機関を網羅する「関係省庁局長等会議」が、「国内関係省庁にかかわる事項の検  
討及び調整」を目的として組み込まれた。
- ② 「調整メカニズム」は、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して戦闘を指揮する機関で、その一環  
として「必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所 (bilateral coordination center)  
を平素から準備しておく」とされた。

#### (3) 自衛隊の任務の拡大

- ① 平素から行う協力。
- ② 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等。
- ③ 日本周辺地域における事態で、日本の平和と安全に重要な影響を与える場合の協力（米軍に対する協力を  
40項目にわたって例示した）。

#### (4) 法整備の期待（「基本的な前提及び考え方」第4項）

「いずれの政府にも立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしなが  
ら、…各々の判断に従い…具体的な措置や措置に適切な形で反映することが期待される。」

### 2. 「新ガイドライン」以後の国内法の整備

#### ① 周辺事態法（1999年5月 小淵内閣）

アメリカが起こす戦争に日本が参戦する、戦後初めての戦争法。

- i 周辺事態に連動して自動的に参戦する
- ii 平素から戦争計画を立案する
- iii 日本が周辺事態で分担する40項目の後方支援を定める

#### ② テロ対策特措法（2001年10月 小泉内閣）

アメリカのテロ事件に対する報復戦争への参加。給油、兵器の輸送など。

#### ③ 武力攻撃事態法等3法（2003年6月 小泉内閣）

- i 武力攻撃事態法：アメリカの戦争へ参加する骨格法。

ii 改定安全保障会議設置法：事態対処専門委員会を新たに設置。

iii 改定自衛隊法：防衛出動下令前からの陣地構築と、武力攻撃予測事態からの土地・家屋の強制使用を認め、物資保管命令等を規定。

④ イラク特措法（2003年7月 小泉内閣）

大義なきアメリカのイラク侵略を支持し、占領軍への自衛隊の参加。

⑤ 有事関連7法・3条約（2004年6月 小泉内閣）

有事立法が完結。

○米軍の行動を円滑かつ効果的にする法制

i 米軍支援法、ii 改定日米物品役務提供協定（ACSA）、iii 改定自衛隊法

○自衛隊の行動を円滑かつ効果的にする法制

iv 外国軍用品等海上輸送規制法、v 特定公共施設等利用法（米軍にも適用）

○「国民保護」法制

vi 「国民保護」法

○国際人道法の実勢に関する法制

vii 国際人道法違反罰則法、viii 捕虜取り扱い法、ix ジュネーブ条約追加議定書 I、x ジュネーブ条約追加議定書 II

⑥ 防衛庁設置法等の一部改定（2006年3月 小泉内閣）

統合幕僚監部発足、自衛隊が新たな統合運用体制に移行。

⑦ 防衛庁設置法等の一部改定施行（2007年1月 安倍内閣）

防衛庁が防衛省へ昇格。自衛隊法第3条を改定し、海外展開業務を自衛隊の本来任務に格上げ。

⑧ 防衛庁設置法等の一部改定施行（2007年3月 安倍内閣）

海外派兵を中心的任務とする中央即応集団（約4,100人）の新編。

⑨ 米軍再編特措法（2007年5月 安倍内閣）

在沖縄海兵隊のグアム「移転」に伴う経費を日本側で負担するための仕組みづくりと、再編計画の対象になっている自治体に、計画の受け入れ度合いに応じて再編交付金を交付することを定める。

⑩ 日米軍事情報保護一般協定—GSOMIA—締結（2007年8月 安倍内閣）

### 3. 『アーミテージ報告』

(1) 第1次アーミテージ報告（「米国と日本：成熟したパートナーシップに向けて」） 00年10月

○「ガイドラインの改定は上限でなく、基盤とみなすべきである。」

○「新ガイドラインの誠実な実行。これには有事立法の成立も含まれる。」

○「日本が集団的自衛権を禁止していることは、同盟国の協力にとって制約となっている。」

(2) 第2次アーミテージ報告（「日米同盟：2020年に向けてアジアを正すために」） 07年2月

① 日本への勧告（5項目）抄

○一定の条件下で日本軍の海外配置の道を開く法律（特別措置法でなく）について現在進められている  
討論も歓迎する

○日本は、国防支出総額で世界の上位5位にランクされているが、国防予算の対GNP比では世界13  
4位である。日本の増大しつつある地域的・地球的な責任は、新しい能力及びそれに与えられるべき  
支援を要求している。

② 付属文書：安全保障及び軍事面での協力（10項目）抄

○日本は最近、「武器輸出3原則」を修正したが、残る禁止条項を解除すべきである。

- 米国と日本は、タイコンデロガ級イージス・ミサイル巡洋艦の後継機種を中心システムなどの共同開発の機会を検討すべきである。
- 米国と日本は、より緊密な国防産業間の協力も打ち立てるべきである。  
政府間の機密情報の秘密保持のための包括的な協定を結ぶことは、重要な一歩である。
- 米国は、米太平洋軍への日本の防衛省代表の配置を、また統合幕僚監部への米軍代表の配置を促進すべきである。  
これは、地域での作戦統合の強化に向けた第1歩とみなすべきで、集団的自衛についての日本の国内決定の如何にかかわらず行われるべきである。
- 「日米間の調整メカニズム」は、すばらしい枠組みである。「共同統合作戦調整所」を全面的に実行し作戦レベルにまで拡大すべきである。
- 米国と日本は、国家地球空間情報局（国防省傘下）の活動で緊密に連携すべきである。
- 米国は、できる限り早期に、日本にF 22の1個飛行中隊を配備すべきである。また、航空自衛隊が米国の最も先進的な戦闘機システムを入手することを保障すべきである。
- 日米協力を強化し、能力を向上させ指揮管制システムを改良するため、役割や任務の見直しを行うべきだ。

#### 4. 日米同盟の再編と日米軍事一体化

##### (1) 日米閣僚級協議の経過

05年

- 2月15日 安保協議委員会（2+2）ワシントン 『日米共通の戦略目標』
- 6月4日 防衛首脳会談 シンガポール
- 10月29日 安保協議委員会（2+2）ワシントン 『日米同盟：未来のための変革と再編』

06年

- 1月17日 防衛首脳会談 ワシントン
- 4月23日 防衛首脳会談 ワシントン
- 5月1日 安保協議委員会（2+2）ワシントン 『再編実施のための日米ロードマップ』
- 5月3日 防衛首脳会談 ワシントン
- 6月4日 防衛首脳会談 シンガポール
- 4月30日 防衛首脳会談 ワシントン

07年

- 5月1日 安保協議委員会（2+2）ワシントン 『同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展』

##### (2) 安保協議委員会（2+2）の決定（抄）

###### ① 共通の戦略目標『日米安保協議委員会共同発表』2005年2月19日

「閣僚は、両政府が各々の努力、日米安保体制の実施及び同盟関係を基調とする協力を通じて共通の戦略目標を追求するために緊密に協力する必要があることで一致した。」「双方は、これらの共通の戦略目標に沿って政策を調整するため、定期的に協議することを決定した。」

###### ② 米軍と自衛隊の一体化『日米同盟：未来のための変革と再編』2005年10月29日

i 緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整 部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整を行う。包括的メカニズムと調整メカニズムの実効性を、両者の機能を整理し向上させる。

ii 計画検討作業の進展 共同作戦計画及び相互協力計画について、日本の有事法制を反映する検討作業

を拡大し 二国間演習プログラムを強化する。

- iii **情報共有及び情報協力の向上** 部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で 向上させ、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。
- iv **相互運用性の向上** 自衛隊が統合運用体制に移行するのに際して円滑な協力を確保するため、自衛隊及び米軍は、相互運用性を維持・強化する。自衛隊と米軍の司令部間の接続性を強化する。
- v **日本及び米国における訓練機会の拡大** 双方は、共同訓練及び演習の機会を拡大する。これらの措置には、日本における自衛隊 及び米軍の訓練施設区域の相互使用を増大することが含まれ、グアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される。
- vi **自衛隊及び米軍による施設の共同使用** 自衛隊及び米軍による施設の共同使用を拡大し、緊密な連携や相互運用性の向上をはかる。
- vii **弾道ミサイル防衛（BMD）** それぞれのBMD能力の向上のため、情報、指揮・統制システムの緊密な連携をはかる。

② 『同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展』 2007年5月1日

米国は、あらゆる種類の米国の軍事力（核及び非核の双方の打撃力及び防衛能力を含む。）が、拡大抑止の中核を形成し、日本の防衛に対する米国のコミットメントを裏付けることを再確認した。閣僚は、この同盟の変革に関する構想に沿った役割・任務・能力の進展を確認し、以下を強調した。

（抄）・「相互運用性を強化し同盟の役割・任務・能力を推進させるための、二国間の共同訓練の実施」。

## 5. 新ガイドライン10年の自衛隊 ― 若干の指標

### （1）防衛省昇格と海外派兵任務

- ① 今年1月に防衛主務官庁が、内閣府の一外局の「庁（Agency）から独立した「省（Ministry）」に「昇格」し、防衛庁長官が防衛大臣となった。これまで首相の指揮監督を受けて行っていた自衛隊の隊務の統括、米軍に対する物品の提供等の権限が防衛大臣に直接移行するなど権限が拡大され、法律・政令の制定・改廃のための閣議開催要求、省令の制定、予算の要求が可能となった。
- ② 同時に海外派兵を本来任務とするために、自衛隊法第3条が変えられ、周辺事態法と船舶検査法で定められた後方支援活動、及び国際援助隊法とPKO法の活動を雑則から本則「自衛隊の行動」に移すとともに、時限立法であるテロ特措法とイラク特措法に基づく派兵を、付則においたまま本来任務に格上げした。

#### 【参考】

##### ○宣 誓（自衛隊法施行規則第三十九条）

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

○保安隊（編成定員11万人）から自衛隊になるとき、任官拒否者が7,000人も。

### （2）海外派兵の実績

#### ① 派兵数

i 照屋寛徳議員の質問趣意書に対する政府回答書（07年11月13日）より

テロ特措法によるもの：海自約10,900人。

イラク特措法によるもの：陸自約5,600人、海自約330人、空自約2,870人。

計 19,700人。

ii 「防衛庁の省への移行一法案のポイント」より

「約20回の国際平和協力活動を通し約3万人の隊員を派遣」

② テロ特措法による給油活動（01年12月以降、法の失効まで）

i 海自は、延べ59隻の艦艇を派遣し、11カ国の艦船に794回、計49万<sup>\*</sup>リットル（約223億円）を無償提供。

ii 空自は、米軍の輸送支援活動を381回（国内366回、国外15回）実施。

### (3) 情報保全隊

07年6月、日本共産党が情報保全隊の国民監視活動を公表した。

明らかになった情報保全隊の活動（イラク派兵反対行動等の監視）は、国民の表現の自由を保障した憲法第21条、個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利を保障した憲法第13条、平穏に請願する権利を保障した憲法第16条等に明白に違反する。

情報保全隊は「陸上自衛隊情報保全隊に関する訓令」によって2003年3月27日にそれまでの調査隊を改編・強化して設立された。定数約900人。全国の基地、駐屯地に配属されている。

「訓令」は単なる行政組織内部の命令であり、法規の性質を本来持たない。そのような示達で国民を潜在的な敵とみなし、監視の対象とする違憲の行為を合法化することは許されない。

防衛省は08年度に、「各自衛隊の情報保全隊を統合し、情報保全機能を集約化した自衛隊情報保全隊（仮称）」を新編し、「防衛省カウンターインテリジェンス委員会（仮称）」を新規に設置する計画である。

活動の全容を明らかにさせ、監視活動を即時中止においこんでいくことが求められている。

### (4) 「秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）」の締結

07年8月10日、日米両政府がGSOMIAを締結した。

日米軍事一体化に必然的ともなう秘密保全を日本に義務づけるもので、秘密として指定された「口頭、映像、電子、磁気若しくは文書の形態又は装備若しくは技術の形態をとる」ものすべてにわたる。

現在でも日米地位協定の刑事特別法や、MSA（日米相互防衛援助協定）にともなう秘密保護法で一般国民の目や耳がふさがれており、自衛隊自身も127,634件、1,845,779点（2005年末）の軍事情報を秘密指定している。GSOMIAは当面、国内法の整備を義務づけていないが、将来、現行国内法の改定や新法を要求されることが十分考えられる。

### (5) 海外派兵「恒久法」案の整備

自民党の防衛政策検討小委員会（石破 茂委員長）は昨年8月30日、自衛隊の海外派兵をいつでも可能にする「恒久法」原案（「国際平和協力法案」全文60条）を了承した。

その概要は次のとおり。

#### 第一章 総則

- 国連決議等のある場合に限らず、国際法上合法的な活動を国際的強調のもとで幅広く実施する。
- 国連加盟国の要請に止まらず、日本政府の判断だけでも派兵できる。
- 「非国際的紛争地域」（内戦等）であれば地球上どこでも活動できる。

#### 第二章 国際平和協力活動

- 自衛隊の部隊等の活動は、原則として国会の事前承認を求める。
- 自衛隊は、人道復興支援活動、停戦監視活動、安全確保活動（＝治安維持活動）、警護活動、船舶検査活動、又は後方支援活動を実施する。

#### 第三章 権限等

- 国際平和協力活動を効果的に実施するために必要な武器使用権限を規定する。
- 安全確保・警護・船舶検査の各活動で、強制措置権限を認める。

## (6) 海外遠征型装備の調達

### ① 海上自衛隊

#### i 高速輸送艦 (HSV)

時速80km以上の速度で、兵員1,000人以上、ヘリ8機、物資400トンを一度に運べる。米軍が先制攻撃戦争政策のため特別に重視し、導入を始めた新鋭装備で、05年10月の「2+2」合意文書で導入が明記された。日本では、過去に、検討の対象にしたこともない装備で、04年12月に決定した「中期防衛力整備計画」にも含まれていない。

#### 現有の輸送艦

「おおすみ」「しもきた」「くにさき」

基準排水量8,900トン、満載排水量13,000トン、全長178m。

1隻で完全武装した隊員380名と90式戦車10両の輸送が可能。

「ゆら」「のと」

基準排水量590トン、全長58m、定員30名。

#### ii ヘリ搭載護衛艦(ヘリ空母)

初の「ヘリ空母」。8月23日進水、09年3月に就役予定。護衛艦としては初めて1万トンを超える。ヘリコプター11機を搭載、全通甲板で3機同時に発進できる。

全長195m、基準排水量13,500トン、速力30ノット。

### ② 航空自衛隊

#### i 空中給油機

B-767を改造した空中給油機KC-767J(30トン搭載時7,200km)を4機導入することを決定し、1機目が08年3月7日に小牧基地に配備予定。

輸送機として使用した場合には200人程度の人員又は貨物なら35トンを搭載して1万kmほどの航続距離を持ち、航空自衛隊としては最大の搭載・航続距離を持つものとして注目を集めている。

かつてF-4戦闘機導入に当たって、爆撃装置とともに「許容されざる足の長さ」

(1972年11月増原防衛庁長官)を可能にするとして、空中給油装置を取り外した経緯があったが、F-4EJ改で爆撃装置が装備され、F-15戦闘機の導入時(1974年)に爆撃装置、空中給油装置ともに装備された。

#### ii 新大型輸送機(C-X)

開発予算3,500億円、生産費一機100億円を含め1兆円に迫る巨大プロジェクトによって開発された。1,000億円といわれるエンジン納入利権をめぐる防衛省と商社の疑惑が浮上し、国会、検察で究明中のもの。09年度以降に8機程度の調達が開始される。

巡航速度890km/h、搭載量26トン、航続距離は12トン搭載時6,500kmを目標値とし、搭載量、航続距離ともにC-1輸送機の約3倍以上の能力を持つ。アラスカ、ハワイ、インドネシア、インド、オーストラリアまで無給油で直行できる。

## (7) 弾道ミサイル防衛(BMD)

弾道ミサイル防衛(BMD)は、宇宙や大気圏を舞台に、日米が一体となって海上・地上の複数のセンサーや迎撃装置を連動させ、攻撃に対処する巨大なシステムで、集団的自衛権の典型的な行使となる。

防衛省は11年度を目標に、新型レーダー4基のほか、迎撃ミサイル・SM3を積んだイージス艦4隻、地対空ミサイル・PAC3の高射隊を16個それぞれ配備する。

今年はその「配備元年」に当たる。空自はPAC3を3月末に埼玉・入間基地に初配備。海自も12月にイージス艦の迎撃実験を予定している。